入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
詳細は別紙入札公告、入札説明書共通（電気設備工事、自己評価型総合評価方式）西日本支社 電気設備工事 共通を参照すること。

1	**公告日**	**令和08年11月02日(月)**	
2	**契約職**	**西日本支社長　細川　恒**	
3	**工事概要**		
3.1	工事名	吉備中央町吉備高原浄化センター電気設備工事その4	
3.2	工事場所	岡山県加賀郡吉備中央町地内	
3.3	施設名	吉備高原浄化センター	
3.4	処理方式	オキシデーションディッチ法	
3.5	水量・能力		
3.5.1	全体計画下水量	3,600 m3/日	
3.6	工事内容	電気設備工事（改築）	
3.7	対象工事	自家発電設備、運転操作設備、監視制御設備、その他付属設備　一式（土木工事　一式を含む）	
3.8	工期		
3.8.1	今回工期	契約締結日の翌日から令和10年09月29日(金)まで	
3.9	その他		
3.9.1	入札方式	電子入札・事後審査対象案件	
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有　　総合評価方式（技術力審査型・自己評価方式）	
3.9.3	総合評価（施工体制確認型）の試行工事	有	
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	有	
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	無	
3.9.6	VE試行工事	無	
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無	
3.9.8	「見積りの提出を求める方式」の試行工事	無	
3.9.9	特例監理技術者の配置を認める工事	有	
3.9.10	「週休2日制適用工事」試行対象工事	有	
3.9.11	「建設キャリアアップシステム活用工事」試行対象工事	有	
3.10	特許	無	
4	**競争参加資格（認定資格）**		
4.1	単体有資格業者		
4.1.1	その1		
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事	
4.1.1.2	等級区分	A等級	
4.1.1.3	建設業の許可の業種	電気工事業	
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	近畿地方、中国地方、四国地方	
4.1.2	その2		
4.1.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事	
4.1.2.2	等級区分	B等級	
4.1.2.3	建設業の許可の業種	電気工事業	
4.1.2.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	中国地方	
5	**競争参加資格（施工実績）**		
5.1	単体有資格業者		
5.1.1	下水道施設での元請実績	下水道法上のポンプ場又は処理場に係る電気設備工事で、請負工事金額が1,000万円以上の工事。 ただし、補修工事及び長寿命化工事は含むが、撤去工事及び建築電気設備工事は除く。	
5.1.2	公共工事での元請実績	地方公共団体等が発注した公共施設に係る電気設備工事で、請負工事金額が2,500万円以上の工事。 ただし、共同住宅は除く。	
6	**競争参加資格（配置予定技術者）**		
6.1	単体有資格業者		
6.1.1	主任（監理）技術者の現場工事経験	地方公共団体等が発注した公共施設に係る電気設備工事で、請負工事金額が2,500万円以上の工事。 ただし、共同住宅は除く。	

6.2	配置予定技術者の配置予定期間		
6.2.1	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	令和09年09月01日(水)から工事完了の日まで	
7	**指名停止及び設計業務の受注者**		
7.1	日本下水道事業団の指名停止区域	中国区域	
7.2	指名停止措置対象団体	岡山県又は吉備中央町	
7.3	設計業務等の受注者	(株)NJS	
8	**総合評価方式**	「技術評価点」の最高点を17.5点、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。	
	総合評価項目は以下のとおりとする。		
8.1	技術評価	企業の工事成績、関連分野での共同研究の実績、優良工事表彰・優良施工業者、企業の施工実績、マネジメント難工事の施工実績、若手技術者(40歳以下)・女性技術者の配置・資格、配置予定技術者の工事経験、配置予定技術者の工事成績、配置予定技術者の継続教育(CPD)単位の取得、配置予定技術者の優良工事技術者表彰等、バックアップ体制、委託団体との災害協定・災害活動実績、地元企業の採用率、日本下水道事業団発注工事事故における指名停止等措置(減点評価)	
8.2	施工体制評価	品質確保の実効性、施工体制確保の確実性	
8.3	関連分野での共同研究の実績	水処理設備、汚泥処理設備	
9	**入札手続き等**		
9.1	競争参加申請書の提出期間	令和08年11月02日(月)10時00分から令和08年11月10日(火)16時00分まで 原則として、電子メールのみとし、次のアドレスに送付すること。 「jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp」	
9.2	入札説明書の交付期間	令和08年11月02日(月)から令和08年11月20日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)	
9.3	入札に必要な図面等の交付期間	令和08年11月02日(月)から令和08年11月20日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)	
9.4	入札説明書に対する質問の提出期間	令和08年11月04日(水)から令和08年11月11日(水)まで 原則として、電子メールでの受付のみとする。 提出先メールアドレス「jskinki-keiyaku@jswa.go.jp」	
9.5	入札説明書の質問に対する回答を掲示する期間	令和08年11月04日(水)から令和08年11月20日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)	
9.6	入札書の提出期間(電子入札)	令和08年11月18日(水)10時00分から令和08年11月20日(金)16時00分まで	
9.7	入札書の提出期間(紙入札)	令和08年11月18日(水)10時00分から令和08年11月20日(金)16時00分まで (原則、郵送等のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)	
9.8	開札日時	令和08年11月24日(火) 09時45分	
10	**入札説明書に対する質問回答掲示場所**		
10.1	担当部局	日本下水道事業団 西日本支社事業部契約課	
	住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号	
10.2	担当部局	日本下水道事業団 西日本支社事業部 岡山事務所	
	住所	岡山県岡山市北区中山下1丁目9番40号 新岡山ビル8階	
11	**その他**		
11.1	随意契約により締結予定	無	
11.2	手続における交渉の有無	無	
11.3	契約書作成の要否	要	
11.4	建設リサイクル法対象	適用	
11.5	支払条件(前払)	有	
11.6	支払条件(中間前払)	有(併用制)	
11.7	支払条件(部分払)	有	
11.8	火災保険等付保の要否	要	

12	問い合わせ先等		
12.1	入札執行及び契約締結等に関すること	担当部局	日本下水道事業団　西日本支社事業部契約課
		住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
		電話・FAX	電話：06-7661-1223　FAX：06-7661-1234
12.2	競争参加資格の確認に関すること	担当部局	日本下水道事業団　西日本支社事業部契約課
		住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
		電話・FAX	電話：06-7661-1223　FAX：06-7661-1234
12.3	入札説明書、図面等の交付場所	担当部局	日本下水道事業団　西日本支社事業部契約課 電話：06-7661-1223 ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘルプデスク（土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで。） 電話：0570-021-777
		交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。
		URL	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600
		パスワード	入札情報公開システムに記載のとおり
12.4	工事現場説明（図面、仕様書及び設計書を含む。）に対する質問に関すること		工事現場説明書 1ページを参照すること。

「3.9 その他」の補足説明

(1) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約職の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(2) 本工事は、開札後に落札決定を保留し、競争参加資格及び「総合評価の方式」によって得られた「評価値」の確認後に落札決定を行う事後審査方式の工事である。

(3) 本工事は、「企業、配置予定技術者の技術力」、「企業の信頼性、社会性」に係る資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する試行工事である。

(4) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価して落札者を決定するものである。なお、品質確保の実効性、その他施工体制確保の実効性の確認を行うため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(5) 本工事は、日本下水道事業団発注工事の品質確保への取組みを一層促進するため、特別重点調査を試行する工事である。

(6) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」）及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下、「監理技術者補佐」）の配置を認める工事である。ただし、特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔（直線距離）が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。

(7) 本工事は「週休2日制適用工事」試行対象工事である。なお、「週休2日制適用工事」は「完全週休2日（土日）適用工事」と読み替えるものとする。当初予定価格において完全週休2日（土日）の達成を前提とした補正係数を労務費等に乗じて補正しており、完全週休2日（土日）を達成しない場合、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、「完全週休2日（土日）適用工事実施要領」等による。

「6.2 配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出すること。

「9 入札手続き等」の補足説明

(1) ・競争参加申請書の提出にあっては、入札公告9.1の競争参加申請書の提出期間（以下「提出期間」とする。）において、電子メールでの提出とする。ただし、システム障害や電磁的手段の破損、故障等やむを得ない事情がある場合に限り、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出することができる。
・郵送等により提出する場合は、提出期限の締切日必着とし、送付当日に技術資料（事前申請書）郵送連絡書（様式14）をファックスすること。ただし、提出期限の前日までの受理証（書留郵便）や受付印（託送）があるものを有効とする。
・持参による場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分までとする。

「11　その他」の補足説明

（1）　契約書案により契約書を作成するものとする。

（2）　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「12　問い合わせ先等」の補足説明

（1）　入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

「地方公共団体等」の補足説明

（1）　地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人等をいう。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

別紙			
入札公告、入札説明書共通（建設工事、自己評価型総合評価方式）			
西日本支社　電気設備工事			
本工事は、開札後、落札候補者の競争参加資格及び「総合評価の方法」によって得られた「評価値」の確認の後に、落札決定を行う自己評価型総合評価方式（事後審査方式）の工事である。			
1	競争参加資格		
	次に掲げる条件を全て満たす者とする		
	(1)	工事請負業者の選定等に関する達（平成６年達第７号。以下「達」という。）第２条第１号の規定に該当し、かつ、第２条の２の規定に該当しない者であること。	
	(2)	日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。	
		会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。	
	(3)	会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。	
	(4)	本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所（本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を必要となる所在地に有する者であること。	
		「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道地方、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方又は九州地方又は沖縄地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。	
		1)	北海道地方　　（北海道）
		2)	東北地方　（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
		3)	関東地方　（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
		4)	北陸地方　（新潟県、富山県、石川県）
		5)	中部地方　（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
		6)	近畿地方　（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
		7)	中国地方　（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
		8)	四国地方　（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
		9)	九州地方　（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
		10)	沖縄地方　（沖縄県）
	(5)	本工事で求める施工実績は、平成 23 年度以降に引き渡した電気設備工事において、元請として施工した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。）であること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者が上記の施工実績を有していればよい。	
	(6)	主任（監理）技術者	
		1)	本工事現場に専任で配置ができること。ただし、請負代金額が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）未満の場合においては、専任を求めない。
		2)	工場製作期間を設定した場合は、工場製作期間に配置できること。

		3)	本工事で求める「主任(監理)技術者の現場工事経験」（以下、「工事経験」という。）を有する者であること。ただしは、平成23年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者の主任（監理）技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
		4)	上記の期間（以下「評価対象期間」という。）に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、評価対象期間を１年単位で延長する申請を行うことができ、長期休業期間が１年に満たない場合は、１年として切り上げて期間を延長することができる。なお、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が１ヶ年を超える毎に評価対象期間を１年単位で延長することができる（産前・産後休業とは「労働基準法」第６５条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。）。
		5)	工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とする。専任とする場合のみコリンズに登録すること
		6)	新規の電気通信的な機器が含まれない場合、主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（電）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
			新規の電気通信的な機器が含まれる場合、主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者、かつ、電気通信の資格又は実務経験等を有する者であること。監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（電及び通）及び監理技術者講習修了証を有する者、又は監理技術者資格者証（電）及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、電気通信の資格又は実務経験等を有する者であること。
		7)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	(7)	特例監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者）及び監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者）	
		1)	「3.9 その他」において特例監理技術者配置を認める工事が「有」と記載されている場合、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置することができる。
		2)	工事経験は、平成 23 年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者の特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
			評価対象期間に長期休業を取得した場合の特例は、1(6)4)による。
		3)	特例監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
		4)	特例監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とする。専任とする場合は、コリンズに登録すること。
		5)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
		6)	別に、監理技術者補佐を専任で配置すること。
	(8)	本工事が工区設定された後工事の随意契約締結を予定している場合は、原則として本工事に配置された主任（監理）技術者又は特例監理技術者を全体工期における「主	

		任技術者又は監理技術者の配置予定期間」に継続して配置すること。	
	(9)	設計担当技術者	
		1)	設計経験は、平成 23 年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に関して、企画・立案、基本システム設計、機器承諾図の作成取りまとめ又は照査・審査・確認若しくは承認・最終確認等の経験を有するものに限る。
			評価対象期間に長期休業を取得した場合の特例は、1(6)4)による。
		2)	１(6)と同等以上の者であること。ただし、自家発電設備の設計経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合は、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者としてコリンズに登録すること。
		3)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	(10)	日本下水道事業団が発注した工事において、工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去２年間連続して 60 点未満でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。なお、過去２年間に対象となる工事成績評定通知書を有しない場合は、評定点の平均が過去 60 点以上として取り扱う。	
		1)	過去 2 年間の対象となる工事は、上半期公告の場合、令和 05 年度１０月０１日から令和７年 9 月 30 日までに完成した工事とする。下半期公告の場合、令和 06 年度 04 月 01 日から令和 08 年 08 月 03 月 31 日までに完成した工事とする。
	(11)	競争参加申請書（以下「事前申請書」という。）の提出期限の日から落札候補者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和 59 年７月２日付経契発第 13 号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。	
		1)	「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道区域、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。
			①北海道区域（北海道）
			②東北区域　（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
			③関東区域　（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
			③北陸区域　（新潟県、富山県、石川県）
			④中部区域　（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
			⑤近畿区域　（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
			⑥中国区域　（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
			⑦四国区域　（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
			⑧九州区域　（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
	(12)	本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。	
	(13)	暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者	

		でないこと。	
	(14)	以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。	
		1)	健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
		2)	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
		3)	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
2	設計業務等の受注者等		
	(1)	１（12)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の 1）から 2)のいずれかに該当する者である。	
		1)	当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
		2)	建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
3	担当部局		
	(1)	紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること。	
	(2)	事前申請書及び自己採点表（各総合評価項目の自己評価点を「様式２３」に記載したもの。）の受付並びに競争参加資格確認申請書（競争参加資格の確認資料及び総合評価項目に係る資料を含む。以下「事後申請書」という。）の受付・審査に関すること（以下、事業部契約課という。）。	
			〒541-0056　大阪府大阪市中央区久太郎町 4-1-3　大阪御堂筋ビル６階 日本下水道事業団　西日本支社　事業部　契約課 電話　06-7661-1223
4	総合評価に関する事項		
		別紙「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」による	
5	競争参加申請		
	(1)	本工事は開札後に競争参加資格の確認を行うため、本競争の参加希望者は、次のとおり事前申請書及び自己採点表（以下「事前申請書等」という。）を提出すること（事前申請書等を提出することにより、入札書を提出できる。）。なお、期限までに事前申請書等を提出しない者は本競争に参加することができない。	
		事前申請書等については、電子入札システムによる提出ができないため、次の方法により提出するものとする。	
		1)	事前申請書等の提出方法
			本競争の参加希望者は次のとおり電子メールにより、競争参加申請書を提出すること。提出期限までに競争参加申請書を提出しない者は本競争に参加できない。ただし、システム障害や電磁的手段の破損、故障等やむを得ない事情がある場合に限り、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出することができる。
			郵送等により提出する場合は、提出期限の締切日必着とし、送付当日に技術資料（事前申請書）郵送連絡書（様式 14）をファックスすること。ただし、提出期限の前日までの受理証（書留郵便）や受付印（託送）があるものを有効とする。なお、上記以外の提出方法は受付けない。

			①提出先　参加希望者は、電子メールで次のアドレスに送付すること。 jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp 送信に際しては以下に留意するものとする。 ・ メールの件名は「【事前申請書】○○○○○」とすること。 ・ ○○○○には入札公告 3.1 の工事名を省略せず正確に記載すること。 ・1 件のメールにつき１件の工事のみの申請とする
			②事前申請書の受理確認について 競争参加申請書の入札公告 9.1 に記載の競争参加申請書の提出期間（以下「提出期間」とする。）に、入札公告別紙の３(２)に記載の担当部局で受理した際には、返信メールを送信する。 返信メールが届かない場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日、10 時 00 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 16 時 00 分までに３(２)の担当部局へ電話で確認を行うこと。 ・３(2)の担当部局での受理日時を以って受付日時とする。 ・郵送等の方法で提出する場合の提出先は３(2)に同じである。
		2)	提出場所　事業部　契約課
	(2)	事前申請書は、「様式１－１」により作成すること。	
	(3)	自己採点表は、「様式２２」により作成すること。	
	(4)	事前申請書等の作成説明会は行わない。	
	(5)	特定建設共同企業体の場合、電子入札を利用することができるＩＣカードは、特定建設共同企業体の代表会社のＩＣカードとなるので、入札・見積に関する権限について、構成会社から代表会社への委任状を事前申請書の提出期限までに、契約職あてに提出しなければならない。ただし、事前申請書に入札・見積に関する権限が代表会社にある旨の記載がある場合は、提出は不要とする。なお、委任状の提出先は、事業部契約課とする。委任状の様式は、電子入札運用基準「様式２-２」とするが、委任する事項は、「競争参加資格の申請に関する一切の件」及び「入札及び見積りに関する一切の件」に限ることとする。	
	(6)	その他	
		1)	事前申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
		2)	契約職は、提出された事前申請書等を、競争参加資格及び自己評価点の確認以外に提出者に無断で使用しない。
		3)	提出された事前申請書等は、返却しない。
		4)	提出期限以降における事前申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
		5)	事前申請書等に関する問い合わせ先　事業部　契約課
6	入札に必要な図面等の交付		
	見積を行うために必要な工事現場説明書、仕様書、設計図面及び現場説明用設計書は下記のとおり交付する。		
	(1)	交付場所及び方法	
		入札公告、入札説明書の「入札説明書、図面等の交付場所」に示した入札情報公開システムアドレスからダウンロードして取得すること。	
		その他入札説明書添付資料は、日本下水道事業団ホームページからダウンロードして取得すること。	

		https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki.html	
		1)	「低入札価格調査について（令和８年４月１日)」
		2)	「特別重点調査について（令和５年４月１日)」
		3)	「完全週休２日（土日）適用工事について（令和７年１２月１日)」
		4)	「完全週休２日交替制適用工事について（令和７年１２月１日)」
		5)	「建設リサイクル法に関する工事実施要領（平成２３年１０月１日)」
		6)	「工事における「余裕期間の設定」の試行について」
		7)	「監理技術者等の取扱いについて」（令和８年４月１日）
		8)	「現場代理人の常駐規定にかかる緩和について」（令和８年４月１日）
		9)	「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事実施要領（令和８年４月１日)」
		なお、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。	
	(2)	担当部局　事業部　契約課	
		システム操作に関する問い合わせ先　　電子入札総合ヘルプデスク （問い合わせ先の電話番号および時間は、入札公告、入札説明書の記載による。）	
7	入札説明書に対する質問		
	(1)	入札説明書、入札公告に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること。(入札に必要な図面等に対する質問及び回答については、図面等に添付の工事現場説明書による。)	
		1)	提出場所　事業部　契約課
		2)	原則として、電子メールでの受付のみとし、回答も電子メールで行う。 持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く提出期間中毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
			提出先　メールアドレス　jskinki-keiyaku@jswa.go.jp 送信する際の件名は質問書であることの他、工事名・会社名を記入すること。 例）件名：【質問書】○○市△△浄化センター建設工事（◇◇工業（株))
8	入札書の提出方法		
	入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の承諾を得た者は紙により持参又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。		
	(1)	紙入札方式における入札書の提出場所　事業部　契約課	
9	入札方法等		
	(1)	入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。	
		なお、事前申請書等を提出後、入札の辞退を希望する者は、上記の入札を行わないこと。併せて、速やかに入札辞退届（商号又は名称、所在地、あて名、日付、工事名及び入札を辞退する旨を記載し、代表者の押印があるものに限る。）を持参又は郵送等により提出すること。	
	(2)	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力（紙入札方式の場合は入札書に記載）す	

		ること。	
	(3)	特定建設共同企業体の場合、入札書の連絡先・商号欄には、特定建設共同企業体の名称を入力すること。 ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、特定建設共同企業体の代表会社の代表者及び特定建設共同企業体の構成会社の代表者が記名押印した入札書を提出すること。	
	(4)	入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表する場合の入札執行回数は、原則として１回を限度とする。	
１０	入札保証金及び契約保証金		
	(1)	入札保証金	
		免除。	
	(2)	契約保証金	
		納付（保証金取扱店　みずほ銀行　新橋支店)。	
		ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。	
	(3)	契約保証金の額	
		工事現場説明書のとおり	
１１	工事費内訳書の提出		
	(1)	第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。	
		工事費内訳書の様式は、現場説明用設計書の様式-１～様式-5を使用し、費目、工種、種別、細別、単位、数量、単価、金額等を明らかにし、1)又は2)により提出すること。	
		また、提出する工事費内訳書には、表紙（様式は自由）を添付し、発注者名(宛名)、発注案件名（工事名)及び提出業者名を記載し、代表者印を押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合は不要。）すること。	
		1)	電子入札方式の場合
			提出方法
			工事費内訳書を下記に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案値が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。
			郵送等について
			工事費内訳書のファイル容量が 10ＭＢを超える場合には、工事費内訳書についてのみ持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。持参又は郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を持参又は送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等にあたっては、書留郵便等の記録が残る方法を必ず利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。持参又は郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

			① 持参又は郵送等する旨の表示		
			② 持参又は郵送等の目録		
			③ 持参又は郵送等のページ数		
			④ 持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号		
			持参又は郵送等による場合の提出先　　事業部　契約課		
			ファイル形式		
			① Microsoft Word：拡張子が DOC 又は DOCX		
			② Microsoft Excel：拡張子が XLS 又は XLSX		
			③ PDF ファイル：拡張子が PDF		
			④ 画像ファイル：拡張子が JPG 又は GlF		
			⑤ その他のアプリケーション：特別に認めたファイル形式		
		2)	紙入札方式の場合		
			入札書及び工事費内訳書を郵送等又は持参により提出すること。		
			郵送等により提出する場合には、郵便書留等の配達の記録が残る方法を必ず利用すること。		
			入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に入札書、表封筒と中封筒の間に工事費内訳書を入れ、入札日及び入札件名を表示のうえ、各々封かんをして提出すること。		
	(2)	工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。			
	(3)	提出された工事費内訳書は返却しないものとする。			
	(4)	契約職は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。			
	(5)	工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。			
		1)	未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）		
			(イ)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	
			(ロ)	内訳書とは無関係な書類である場合	
			(ハ)	他の工事の内訳書である場合	
			(ニ)	白紙である場合	
			(ホ)	内訳書に押印がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）	
			(ヘ)	内訳書が特定できない場合	
			(ト)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合	
		2)	記載するべき事項が欠けている場合		
			(イ)	内訳の記載が全くない場合	
			(ロ)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合	
		3)	添付すべきではない書類が添付されていた場合		
			(イ)	他の工事の内訳書が添付されていた場合	
		4)	記載すべき事項に誤りがある場合		
			(イ)	発注者名に誤りがある場合	
			(ロ)	発注案件名に誤りがある場合	
			(ハ)	提出業者名に誤りがある場合	
			(ニ)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合	
		5)	その他未提出又は不備がある場合		
１２	開札				

	(1)	開札方法等	
		開札は電子入札システムにより行う。	
		紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。なお、紙入札方式による入札参加者で１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札を辞退したものとして取り扱う。	
	(2)	紙入札方式の開札場所	
		〒541-0056　大阪府大阪市中央区久太郎町 4-1-3　大阪御堂筋ビル６階 日本下水道事業団　西日本支社　入札室 電話　06-7661-1223	
１３	入札の無効		
	入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、事前申請書等、競争参加資格確認申請書（以下「事後申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「事後資料」という。）に虚偽の記載をした者のした入札、事前申請書等の提出のない者のした入札並びに現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得(電子入札用)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時において１に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。		
１４	競争参加資格の確認及び落札者の決定		
	(1)	開札後、落札者の決定を保留する。	
		入札価格が日本下水道事業団会計規定（昭和 48 年規定第８号）第 56 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、入札価格及び自己評価点から得られる評価値（以下「自己評価値」という。）の最も高い者を「落札候補者」とする。 なお、自己評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、電子入札システムにより当該同価の入札に係るくじを行って、落札候補者を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。	
	(2)	落札者の決定を保留した後、落札候補者が本工事の競争参加資格を満たす者であること及び自己採点表に記載された内容を、事後申請書及び事後資料により確認する。	
	(3)	１４(2)の確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。	
		1)	当該落札候補者が競争参加資格を満たす者であること及び自己評価値を審査した後に得られる評価値（以下「審査後評価値」という。）が次順位者（予定価格の制限の範囲内の者のうち、自己評価値が落札候補者に次いで高い者をいう。以下同じ。）の自己評価値より高いことを確認した場合、その落札候補者を落札者とする。 ただし、落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「審査後評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
		2)	当該落札候補者が競争参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、

			その者の入札を無効とする。この場合において、落札候補者と自己評価値が同じ者があるときは、当該者（当該者が２者以上ある場合は該当者に１４(1)のくじを引かせて決定した者をいう。以下同じ。）を、当該者がいなくて次順位者（次順位者が２者以上ある場合は該当者に１４(1)のくじを引かせて決定した者をいう。以下同じ。）があるときは当該次順位者を、新たな落札候補者とし、「審査後評価値」の確認を行う。以後、１４(3)1)による落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
		3)	落札候補者の「審査後評価値」が次順位者の自己評価値より低いことを確認した場合、次順位者に対し、「審査後評価値」の確認を行う。ただし、落札候補者の「審査後評価値」と自己評価値が同じ者があるときは、当該者に対し「審査後評価値」の確認を行う。 なお、落札候補者の「審査後評価値」が落札候補者の自己評価値より低い場合でも、次順位者又は当該者がいない場合は、当該落札候補者を落札者とする。
			次順位者の「審査後評価値」が落札候補者の「審査後評価値」より高い場合は、当該落札候補者に替えて当該次順位者を新たな落札候補者とする。 ただし、当該新たな落札候補者の「審査後評価値」が、新たな次順位者の自己評価値（ただし、審査後評価値を確認済みの場合は審査後評価値とする。）より低い場合は、新たな次順位者に対し、「審査後評価値」の確認を行い、新たな落札候補者の「審査後評価値」より高いことが確認された場合は、新たな次順位者を新たな落札候補者とする。 以後、１４(3)1)による落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
			次順位者の「審査後評価値」が落札候補者の「審査後評価値」と同じ場合は、当該落札候補者に加えて当該次順位者を新たな落札候補者とする。
		4)	「審査後評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、電子入札システムにより当該同価の入札に係るくじを行って、落札者を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
	(4)	１４(3)により落札候補者の取扱いについて決定した場合は、次のとおり落札候補者であった者にその結果を通知するものとする。	
		1)	１４(3)の手続により、落札者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。
		2)	１４(3)2)の手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、電子入札システムにより当該落札候補者に競争参加資格確認通知書（資格無し）を送付するものとする。
		3)	１４(3)3)の手続により、落札候補者の決定を取り消した場合には、落札候補者の決定を取り消した理由を付して、その旨をファックスにより当該落札候補者に通知するものとする。
	(5)	１４(2)の競争参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、事後申請書及び事後資料を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、確認のために必要な指示に従わなければならない。落札候補者が提出期限内に事後申請書及び事後資料を提出しないとき、競争参加資格確認のための指示に従わないとき、又は事後申請書及び事後資料に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者は競争参加資格を満たす者でないものとし、１４(3)2)の手続により落札者を決定する。	
		1)	提出期限
			開札日（１４(3)2)において新たに落札候補者になった者については、提出を

			求めた日）の翌日から起算して５日以内（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日）16 時 00 分　まで
		2)	提出方法
			電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送等によるものとし、ファックスによるものは受付けない。
			電子入札システムにより提出する場合であって、事後申請書及び事後資料の合計ファイル容量が 10ＭＢを越える場合は、持参又は郵送等により提出するものとする。なお、添付ファイルが複数ある場合、ファイルを１つにまとめＺＩＰ等に圧縮して添付すること。持参又は郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、持参又は郵送等による提出を行う場合は、電子入札システムにより、次の内容を記載した電子ファイル（「様式２－２」）を持参又は郵送等を行う前に送信するものとする。なお、電子入札システムによる、「様式２－２」の事前送信を行っていない場合、持参又は郵送等による書類の提出は受付けない。
			① 持参又は郵送等する旨の表示
			② 持参又は郵送等の目録
			③ 持参又は郵送等のページ数
			④ 持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
			郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。送付当日に「技術資料（事前申請書・自己採点表/事後申請書）郵送連絡書」（様式 14）をファックスすること。
		3)	ファイル形式
			電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、１１(1)1)のいずれかの形式にて作成すること。
		4)	持参若しくは郵送等による場合又は紙入札方式による場合の提出場所
			事業部　契約課
１５	競争参加資格がないと認めた落札候補者に対する理由の説明		
	(1)	競争参加資格がないと認められた落札候補者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。	
		1)	提出期限
			競争参加資格がないと通知を受けた日の翌日から起算して５日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
		2)	提出場所　事業部　契約課
		3)	その他
			書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。
	(2)	契約職が、競争参加資格がないと認めた落札候補者から説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して５日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。	
	(3)	契約職が、競争参加資格がないと認めた落札候補者から説明を求められたときは、落札決定を延期する。	
１６	落札候補者の決定を取り消した者に対する理由の説明		

	(1)	落札候補者の決定を取り消された落札候補者は、契約職に対して落札候補者の決定を取り消した理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。	
		1)	提出期限
			落札候補者の決定を取り消すと通知を受けた日の翌日から起算して５日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
		2)	提出場所　事業部　契約課
		3)	その他
			書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。
	(2)	契約職が、落札候補者の決定を取り消された落札候補者から説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して５日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。	
	(3)	契約職が、落札候補者の決定を取り消された落札候補者から説明を求められたときは、落札決定を延期する。	
１７	主任（監理）技術者の確認等		
	(1)	競争参加資格の確認は、開札日時の早い順に行う。	
	(2)	同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐、若しくは若手・女性技術者として申請していた場合において、入札後落札候補者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合の対応。	
		1)	直ちに事業部契約課に連絡するとともに、電子入札システムの入札状況一覧に表示される辞退申請書の提出ボタンによりその旨の申し出を行う。
		2)	申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。この場合においては、速やかに「様式 13－1」の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場所は事業部契約課とする。
		3)	事実が認められなかった場合又は辞退申請がなされなかった場合には、指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
	(3)	落札者決定後、コリンズ等により、配置予定技術者について専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
	(4)	入札前に届け出した主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置すること。	
	(5)	工事現場に配置した主任技術者又は監理技術者の変更は、原則として認められないが、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別でやむを得ないとして承認された場合のほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することができる。	
		なお、変更する場合は、本工事の入札公告等に掲げる工事経験及び資格要件の基準を満たし、かつ、入札時における主任技術者又は監理技術者と同等以上の評価点の合計値となる者を配置しなければならない。	
		1)	入札公告等に指定部分工期又は複数の配置期間が設定されている場合。
		2)	入札公告等に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理由により新たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となっ

			た場合。
		3)	一つの契約工期が２か年以上に及び、かつ、現場施工期間が 18 カ月以上に及ぶなど、やむを得ないとして承認された場合。
１８	再苦情申立ての受付窓口及び受付時間		
	(1)	本工事の競争参加資格がないと認められた理由の説明又は落札候補者の決定を取り消した理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から７日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。	
	(2)	再苦情申立ての受付窓口及び受付時間	
		1)	受付窓口　事業部　契約課
		2)	受付時間
			土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10 時 00 分から 12 時 00 分　まで、13 時 00 分から 16 時 00 分　まで
１９	関連情報を入手するための照会窓口		
	(1)	特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、入札執行及び契約締結に関すること。	
	(2)	事前申請書及び自己採点表の受付並びに事後申請書の受付・審査に関すること。	
		事業部　契約課	
２０	その他		
	(1)	手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
	(2)	入札参加者は、日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団電子入札運用基準及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）を遵守すること。	
	(3)	事前申請書、事後申請書又は事後資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。	
	(4)	電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）を除く毎日、９時 00 分から 17 時 30 分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホームページで公開する。	
		日本下水道事業団ホームページアドレス　https://www.jswa.go.jp/	
	(5)	障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。	
		1)	障害発生時
			電子入札総合ヘルプデスク TEL:0570-021-777（平日 9:00-12:00 13:00-17:00） Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
		2)	電子入札システム操作等
			電子入札システム 日本下水道事業団ホームページ内の電子入札システムページ
			ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、事業部契約課へ連絡すること。
	(6)	入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。	

	(7)	第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、電子入札、紙入札方式により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。	
	(8)	本工事が「再公告工事」の場合	
		前回開札の入札において、下記のいずれかの理由により契約職から入札を無効とする旨を通知された入札参加者は応募できない。	
		1)	事後審査で競争参加資格のない者
		2)	競争参加資格確認申請書類の不備の者
		3)	低入札価格調査、特別重点調査の結果又は施工体制の確認に関する追加資料の審査の結果、適切な履行がされない恐れがあると認められた者
	(9)	本工事が「停止条件付入札公告」の場合	
		この入札による契約は、委託団体と日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定の締結を要することから、開札の日において協定が締結されていない場合は、入札を取り止め又は開札を延期する。この場合、日本下水道事業団は一切の損害賠償の責を負わないものとする。	
	(10)	本工事が「契約後ＶＥ方式の試行工事」の場合	
		契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要が認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書による。	

別紙　「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」（自己評価型）		
「技術力審査型」かつ「施工体制確認型」を含む場合		
1	総合評価による落札者の決定方法	
	(1)	入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」及び「品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況」をもって入札に参加し、開札後、落札者の決定を保留した後、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和 48 年規程第８号）第 56 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、入札価格及び自己評価点から得られる評価値（以下「自己評価値」という。）の最も高い者（以下「落札候補者」という。）が、競争参加資格確認資料（以下「事後資料」という。）により競争参加資格を満たす者であることを確認した上で、自己評価値を審査した後に得られる評価値（以下「審査後評価値」という。）が次順位者（予定価格の制限の範囲内の者のうち、自己評価値が落札候補者に次いで高いものをいう。以下同じ。）の自己評価値より高いことを確認した場合、その者を落札者とする。 ただし、落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「審査後評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
	(2)	自己評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札候補者を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。
	(3)	落札候補者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。
	(4)	落札候補者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、低入札価格調査を行う。なお、低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「低入札価格調査について」による。 また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、落札候補者の入札価格が調査基準価格に満たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調査について」による。
	(5)	低入札価格調査又は特別重点調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「審査後評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
	(6)	落札候補者は、低入札価格調査及び特別重点調査に必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある者とし落札者としないことがある。
2	総合評価の方法	
	(1)	価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格評価点」、「技術評価点」及び「施工体制評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。
	(2)	「価格評価点」は、下記の計算方法により算出する。価格評価点は、小数第４位以下を切り捨てるものとする。
		・調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者

		価格評価点＝10/（100－b）×（100－a） ・調査基準価格未満、施工体制が著しく確保されない恐れがある価格以上で応札した者 価格評価点＝（10/（b－c））×（a－c） a＝（入札価格/予定価格）×100 b＝（調査基準価格/予定価格）×100 c＝（施工体制が著しく確保されない恐れがある価格/予定価格）×100 ・施工体制が著しく確保されない恐れがある価格未満で応札した者 価格評価点＝0
	(3)	「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。
	(4)	「施工体制評価点」は予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、品質確保の実効性、施工体制確保の実効性の評価項目毎に評価点を算出し、その合計点とする。
	(5)	品質確保の実効性、その他施工体制確保の実効性の確認を行うため、ヒアリングを実施する場合がある。
3	評価項目	
	別紙「総合評価に関する事項」による。	
4	評価基準	
	別紙「総合評価に関する事項」による。	
5	評価に係る確認等	
	別紙「総合評価に関する事項」による。	

用語の定義		
1	下水道類似施設	
	(1)	ポンプ場の電気設備工事の場合
		農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設及び処理人口 500 人以上の地域し尿処理施設におけるポンプ場及び同処理施設（場内ポンプ場を含む。）ならびに河川排水機場
	(2)	処理場の電気設備工事の場合
		農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、処理人口 500 人以上の地域し尿処理施設
2	上水道施設	
	(1)	ポンプ場の電気設備工事の場合
		水道のための浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）で当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの
	(2)	処理場の電気設備工事の場合
		水道のための浄水施設で当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの
3	長寿命化工事	
	「更生工法あるいは部分（「下水道施設の改築について（国土交通省 下水道事業課長通知）」別表に定める小分類未満の規模）取り替え等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する長寿命化対策を行う工事」をいう。	
4	設計担当の配置予定技術者	
	設計図書に基づき受注者が実施する設計管理（企画・立案、基本システム設計、機器承諾図の作成取りまとめ又は照査・審査・確認又は承認・最終確認等）を行う者をいう。	

事後審査時に提出する様式の記載方法				
1	事後申請書			
	(1)	「様式２-１」により作成する。		
2	事後資料			
	(1)	施工実績		
		1)	平成 23 年度以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載する。	
		2)	本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績を「様式3」に記載し提出すること。	
		3)	同一系列の施工実績が複数の工事に分割されている場合に限り、複数の工事をまとめて施工実績とすることができる。	
		4)	施工実績として記載した工事に係る(一財)日本建設情報総合センター「工事実績情報システム（以下「コリンズ」という)」発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がコリンズに登録されていない場合、契約書の写し（工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者（特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあっては各構成員の出資割合が確認できること。）が記載されている部分。）及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式６-４」を提出すること。	
	(2)	現場工事期間の配置予定技術者　(現場工事経験)		
		1)	監理技術者又は特例監理技術者は、入札公告、入札説明書共通別紙１(6)及び(7)で指定する監理技術者資格者証を有する者とする。	
		2)	主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。なお、実務経験で提出する場合は「様式６－2」に法令で定めた実務経験年数を記入して提出すること。	
		3)	電気通信の資格又は実務経験等を求める工事の監理技術者は、1)の要件及び下記の a)～e)のいずれか、主任技術者は 2)の要件及び下記の a)～e)のいずれかの要件を満たしている者とする。なお、実務経験で提出する場合は「様式６－２」に下記に定めた実務経験年数以上を記載して提出すること。	
			a)	監理技術者資格者証（通）を有する者。
			b)	技術士（総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門）又電気電子部門）の二次試験に合格した者。
			c)	電気通信主任技術者資格者証を有する者であって、その資格者証の交付を受けた後５年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。
			d)	電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校（旧実業学校を含む。）は５年以上、大学（旧大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校を含む。）は３年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。
			e)	10年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。
		4)	配置予定技術者の資格・工事経験は、「様式４－１」に、コリンズで工事経験が確認できない場合は、「様式６－１」の従事経験証明書に記載し提出すること。また、複数の工事を合わせて対象工事の電気設備工事内容を満足する場合は、「様式４－１」を複数枚とし資料を合わせて提出すること。な	

			お、工事経験が確認できる資料として、コリンズ、契約書、特記仕様書、図面等の写しを提出すること。これらで確認できない場合は「様式６－４」を提出すること。
		5)	配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び必要な資格を有することを証明する資料を提出すること。
		6)	申請時において従事及び登録している全ての工事について記載すること。現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事の現場工期と重複する場合は、対応措置を記載すること。
		7)	低入札価格調査又は特別重点調査のため、落札決定が保留されている間は、低入札価格調査又は特別重点調査の対象者は同一の配置予定技術者を従事期間の重複する他の工事の入札に参加させてはならない。
	(3)	工場製作期間の配置予定技術者	
		1)	入札公告、入札説明書共通別紙１(6)で指定する監理技術者資格者証を有する者、若しくは建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。
		2)	電気通信の資格を求める工事の配置予定技術者は、2(2)3)に記載されている者と同様とする。
		3)	配置予定技術者の資格は「様式４－２」に、実務経験によるものは「様式６－２」に記載すること。
		4)	配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び必要な資格を有することを証明する資料を提出すること。
	(4)	設計担当技術者	
		1)	配置予定技術者の資格は、入札公告、入札説明書共通別紙１(9)に指定する者で、かつその経験を有する者とする。なお、工場製作期間中の配置予定技術者を兼務することが望ましい。
		2)	配置予定技術者の資格・設計の設計経験及び従事経験証明書は、「様式５」及び「様式６－１」に記載し提出すること。また、複数の工事を合わせて対象工事の電気設備工事内容を満足する場合は、「様式５」を設計経験が含まれる工事ごとに作成すること。なお、設計管理の業務が確認できる資料として、コリンズ、契約図書、承諾図書、書面等の写しを提出すること。これらで確認できない場合は「様式６－４」を提出すること。
		3)	電気通信の資格を求める工事の配置技術者は、2(2)3)に記載されている者と同様とする。
		4)	実務経験による配置予定技術者は、「様式６－２」に法令で定めた実務経験年数以上を記載して提出すること。
		5)	配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び必要な資格を有することを証明する資料を提出すること。
	(5)	指名停止措置	
		1)	「指名停止措置対象団体」に記載の団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式9−2」を提出すること。
3	事後申請書及び事後資料の作成説明会は行わない。		
4	その他		
	(1)	事後申請書及び事後資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。	
	(2)	契約職は、提出された事後申請書及び事後資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。	

	(3)	提出された事後申請書及び事後資料は、返却しない。
	(4)	提出期限以降における事後申請書又は事後資料の差し替え及び再提出は認めない。
	(5)	事後申請書及び事後資料に関する問い合わせ先　事業部　契約課